

廃止措置等で活用できる県内企業製品の評価事業 実施要領（R4 年度）

福井県内の15基の原子力発電所のうち、敦賀1号機、美浜1・2号機、大飯1・2号機、「ふげん」、および「もんじゅ」の7基は廃止措置が進められており、現在、解体工事の進捗に伴い管理区域内での作業に順次着手している状況です。原子力発電所の廃止措置は長期にわたり、安全かつ計画的に進めていくことが必要となります。

また、美浜3号機、大飯3・4号機、高浜1～4号機は、新規規制基準に適合して再稼働の状態にあり、約1年ごとに定期検査が実施されています。発電所の安全な運転のためには、定期検査における確実な点検、保守が重要となります。

これらの課題に対応するためには、技術力を有する県内企業が関わっていくことが必要となります。県では、廃止措置や定期検査の中で実施される管理区域などでの工事において活用が見込まれる製品を募集し、評価を行った上で関係者に製品の情報を提供しますので、下記内容を確認の上、ご応募ください。

【事業の概要】

県内企業の製品について、その性能や廃止措置および定期検査で行う管理区域などでの工事における活用可能性などの評価を行う。また、評価を行った製品をHP等で公表するとともに、関係者に情報を提供する。

【応募要件】

以下の要件を満たしていること。

- 1 福井県内に本社（個人事業主においては、事業主の住所地）を有し、かつ自社で生産や開発拠点を有する企業の応募であること
- 2 技術として成立している製品（試作品を含む）であること

【応募方法】

以下の書類を、応募先までメールにより提出してください。

- ・応募票（評価を希望する製品1件ごとに1部）
- ・製品の詳細が分かる補足資料（パンフレットやメディア等での紹介）

また、応募受付後に、製品見本を提供いただきます。時期は、応募後に県から連絡します。（なお、製品見本は返却できません。）

【応募先】

福井県安全環境部原子力安全対策課 廃炉・新電源対策室

電 話：0776-21-1111（内2362）

メール：hairo-fukui@pref.fukui.lg.jp

【募集期間】

令和4年10月20日～令和4年12月28日の間、随時受付

【評価方法】

応募資料および製品見本により、専門知識を有する事業者・元請企業の技術者が行います。また、希望により、評価時にWEB会議形式での製品説明を行うことも可能です。

○県内企業製品の評価事業の流れ

以下の用語の例は、次のとおり。

- ・ 応募者 : 製品評価を受けようとする県内企業
- ・ 事業者等 : 原子力事業者や廃止措置工事等の元請経験のある企業
- ・ 評価者 : 製品評価を行う事業者等の技術者

(1) 製品評価の応募 (応募者→県)

製品評価を希望する製品について、応募票の各項目を記載し、申込先まで電子メールによりご提出ください。併せて、製品の詳細が分かる補足資料（パンフレットや専門誌・メディア等での紹介記事等）をご提供ください。

(2) 評価者への依頼 (県→評価者)

応募票の記載事項に基づいて、県が事業者等の評価者に対して、製品評価を依頼します。
なお、評価過程において、県から応募内容の確認や追加資料のお願いを行うことがあります。

(3) 製品見本の提供について (応募者→県)

応募票の受付後に、県から別途連絡いたします。連絡後に郵送をお願いします。なお、材料費や郵送料など、発生する一切の経費は、県では負担できません。（製品見本の提供がない場合は、応募票のみによる審査となります。）

(4) WEB会議形式での製品プレゼンテーションの実施 (県→応募者→評価者)

応募者の希望により、評価者にWEB会議形式での製品プレゼンテーションが可能です。応募票の受付後、プレゼンテーション日時が決定した後に、県から別途連絡いたします。

○WEBプレゼンテーションのシステム

- ・ Microsoft Teams を利用します。なお、県からWEB説明用のURLを送信します。
- ・ WEB説明に当たっては、インターネットに接続できる端末（パソコンやタブレット等）が必要となります。また、端末にWEBカメラ、マイク、スピーカーがついていない場合は、別途用意が必要です。
- ・ インターネット利用に関するデータ通信料は利用者の負担となります。
- ・ 県担当者が進行役として、WEB説明に参加します。

(5) 評価結果の通知 (県→応募者)

評価者の評価結果を県がとりまとめ、文書にてお知らせします。

なお、評価項目は、原則として以下のとおりです。各項目について、評価し、コメントを行います。

評価項目	①製品としての完成度 ・信頼性 ・経済性 ・生産（供給）能力 ②現場での使用見込み ・管理区域内で具体的な使い道が想定できるか ・作業環境の改善が見込まれるか ・既製品との比較における優劣 ③その他自由意見
------	---

(6) 製品情報の公表 (県)

評価を行った製品については、製品の情報を県HPに掲載いたします。

(公表項目：製品名称・概要、応募企業名称、製品の特長、想定される主な用途（効果）等)

※評価結果そのものは公表いたしません。

(7) 事業実績の活用・フォローアップなど (県)

製品評価を受けた製品については、県が推進する「嶺南Eコースト計画」に掲げる「デコミッショニングビジネスの育成」の観点から、支援制度や製品PRに関するイベント等の紹介を行う場合があります。

また、評価後の製品改良などの状況について、アンケートなどをお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(参考)

若狭湾エネルギー研究センターが実施する「エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金」制度では、本事業での製品評価を補助条件の一つとして挙げています。